**みえの県産品ネット販売緊急応援事業申請書**

**（販売サイト構築支援）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日：令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| **１．基本情報** |
| 住　所 | （〒　　　－　　　　） |
| 事業者名 |  |
| 代表者 |  |
| 連絡先 | 電　話：　　　　　（　　　　　）メール： |
| 販売予定商品 | 　　　　　　　　　　　　　　計　　　品目（うち県産品　　　品目） |
| **２．確認事項（☑をお願いします。すべての項目に☑が入らないと申請できません。）** |
| □ １．三重県内に主たる事務所又は事業所を有する、農林水産物生産者または農林水産物加工品製造業者であること。□ ２．県産農林水産物又は県産農林水産物を主な原材料として使用している商品（以下、県産品）を販売すること。ただし、５品目以上県産品を販売する場合は、それ以外も可とする。□ ３．「みえの県産品ネット販売緊急応援サイト（仮称）」への情報掲載を承諾すること。□ ４．商品の在庫管理、受注商品の迅速な発送、クレームを含む顧客への対応など、自らの責任で誠意を持って適切に行うこと。□ ５．インターネット回線の通信料や商品の発送費、決済システム手数料など販売に係る経費は自己負担となること。□ ６．販売サイト構築にあたって、ヤマト運輸(株)及び同社委託先に対して必要な情報の提供に同意すること。□ ７．販売サイト構築に必要な写真等は、全て申請者が用意すること。なお、用意する写真等は他者の著作権を侵害しないこと。□ ８．商品撮影を依頼する場合は、委託事業者までの送料を負担すること。なお、原則として商品の返却は行わないこと。□ ９．販売サイト構築１２か月後に発生する更新料（年額36,000円（税抜）：令和２年４月時点）は申請者負担となること。ただし、販売サイトを継続するか否かは申請者が判断できる。　□ 10．支援センターが、販売サイトが適切に運営されていないと判断した場合、リンクの削除や本事業で構築した販売サイトの運営を停止することに同意すること。□ 11．支援センターまたは三重県が実施するアンケート調査等に協力すること。□ 12．申請者は、『三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱』第２条に規定する「暴力団等」ではないこと。 |
|  |
| **誓　約　書**公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長　あて　応募要領の内容を承諾し、「みえの県産品ネット販売緊急応援事業」に申請します。なお、記載内容に虚偽があった場合は、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。　住　　所：三重県　事業者名：　代 表 者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　（代表者印を押印のこと） |

本申請書を三重県農林水産支援センター（uketsuke@aff-shien-mie.or.jp）にメールいただくとともに、押印したものを速やかに当センター（〒515-2316　松阪市嬉野川北町530）に郵送してください。